

## 業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容（案）

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、このため疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移しており、勤労者医療の重要性が高まっている。特に治療と仕事の両立支援については、第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）及び第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）の評価指標一覧において、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が実施する両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が新たな指標とされるなど、その重要性が高まっている。また、医療分野においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等（以下「感染症予防法等」という。）が改正され、公的医療機関等には感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務付けられることとなっており、都道府県が策定する令和6年度から令和11年度までの6年間の第8次医療計画においても新興感染症等への対応が追加されることとなっている。さらに高齢者の人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃までを視野に入れた地域医療構想の検討が進められることから、地域医療における労災病院の個々の役割についても検討が必要となっている。

労働災害については、労働者の高齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などが増加している。また、第3次産業や中小事業場における安全対策の遅れ、化学物質に対する事業場における自律的管理規制への対応などが課題となっており、国が第14次労働災害防止計画（令和5年3月27日公示）に基づく施策を推進していく上で、労働安全衛生総合研究所における研究事業をはじめとして機構との連携が非常に重要なものとなっている。

産業保健については、引き続き中小企業における産業保健活動の支援とともに、女性労働者の増加に伴う職場における女性の健康推進等の産業保健上の対応、個人事業者の増加への対応が課題となっている。

また、国民の利便性等向上のためのデジタル社会の実現に向けて、手続のオンライン化、関係機関との情報連携、デジタル技術を活用した新たな事業展開が求められるとともに、それを担うデジタル人材の育成・確保も課題となっている。

このような、労働者の健康・安全を取り巻く環境の変化、医療提供体制の改革、デジタル社会の実現等を踏まえ、第14次労働災害防止計画、第8次医療計画、地域医療構想、デジタルガバメント等の推進に寄与するためには、機構の有する施設、ノウハウを最大限に活用し、シナジー効果を発揮しつつ、国と一体となって勤労者の健康・安全に取り組むことが必要である。このため、機構の第5期中期目標期間における主要な事務及び事業については、機構の基本理念を踏まえ、以下の方向で見直しを行う。

- (1) 勤労者医療の拠点として労災病院の安定的な経営を確保し、疾病の予防から医療の提供、治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を行うことにより勤労者医療を充実させるとともに、地域医療に貢献する。
- (2) 作業行動や化学物質を起因とする労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進めるとともに、広く国民の理解に資するよう、積極的に分かりやすい広報活動を通じて、労働者の安全向上に取り組む。
- (3) 産業保健活動について、中小企業や女性への支援を引き続き行うとともに、個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援に取り組むなど、産業保健に係る対応を強化する。

これらに加え、未払賃金の立替払事業、納骨堂の運営事業及び建設アスベスト給付金の支払業務について適切に実施する。

## 第1 事務及び事業の見直し

### I 労災病院事業

労災病院は、疾病の予防から診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等を担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、大規模労働災害や新興感染症（再興感染症を含む。）等への対応、地域医療への貢献等に取り組むことが求められている。特に直近では、感染症予防法等が改正されるなど、公的な病院として新興感染症等への対応が一つの課題となっている。

#### 1 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

労災病院が行う疾病の予防、診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（勤労者医療）について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと先導的に実践するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる。なお、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、協働研究や労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供する。

#### 2 大規模労働災害、新興感染症（再興感染症を含む。）等への対応

大規模労働災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保する。特に、感染症予防法等の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣から要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行う。

#### 3 地域医療への貢献

都道府県が今後策定する第8次医療計画を踏まえ、効果的な地域医療連携を推

進する。また、各労災病院において、地域医療構想調整会議等の議論にも参画し、地域に求められている役割を明確にした上で、病院機能の見直し、合理化を図る。

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和3年7月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令和4年9月）を踏まえ、労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるような検討を進める。

#### 4 引き続き実施する事業

- (1) 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化を推進する。
- (2) 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。
- (3) 新医薬品等の開発に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制の充実に取り組む。
- (4) 多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持・向上のための育成支援体制の充実を図る。
- (5) 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにする。
- (6) 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等について、積極的に協力する。また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及・向上を積極的に図る。

## II 治療就労両立支援事業

労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構は、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められている。

### 1 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して、地域医療連携を踏まえつつ診断時から治療の過程、退院時に至るまで、就労継続や職場への復帰を念頭に置いて対応し、両立支援コーディネーターを中心とした両立支援チームが患者へのきめ細かな支援を行う。また、産業保健総合支援センターにおいては、地域の医療機関との連携、協力関係を構築し、事業所で両立支援の取組を行うことを支援する。

## 2 企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、企業等に対して治療と仕事の両立に係る正しい知識・理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び労働者と事業所との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施する。

## 3 人材の育成

「両立支援コーディネーター」の養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、「両立支援コーディネーター」の更なる実践能力の向上のための取組を検討・実施する。

## Ⅲ 専門センター事業

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（北海道せき損センターを含む。以下同じ。）において、効率的、効果的な運営に努める。

総合せき損センターにおいては、これまでの知見を活かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行う。

診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集、分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その普及を図る。また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組む。

## Ⅳ 研究事業

国が定めた第14次労働災害防止計画等の推進に寄与するための研究、機構が有する各施設間でのシナジー効果を発揮した研究及び労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に行うとともに、国からの個別要請を踏まえた調査研究に取り組むことが求められる。その他、労働災害の情報分析機能を強化するとともに化学物質の自律的管理への支援を通じて、事業者の安全衛生への取組を支援する役割が期待される。

### 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

(1) プロジェクト研究については、第14次労働災害防止計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマを設定して実施する。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 労働者（中高年の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点

- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点
  - ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点
  - ⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点
  - ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点
  - ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点
  - ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点
  - ⑨ 化学物質等対策における事業場の自律的な取組の促進の視点
- (2) 協働研究については、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施する。
- (3) 労災疾病等研究については、労働災害の発生状況等を踏まえ、以下の3領域について研究を行う。
- ① 職業性疾病等の原因、診断及び治療
  - ② 労働者の健康支援
  - ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化
- (4) 過労死等に関する調査研究については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）を踏まえ、労働安全衛生総合研究所内に設置した過労死等防止調査研究センターにおいて、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に資する調査研究を引き続き実施する。
- (5) 放射線に関する調査研究等については、東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線ばく露による健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。

## 2 労働災害の情報分析機能の強化、分析結果の効果的な周知

労働基準監督署に提出される労働者死傷病報告は、電子申請の義務化により、デジタル情報としてデータが蓄積されていく予定であり、そのデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理を行い、災害原因等の要因解析を行う。また、安全衛生の取組の効果について事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づきその有用性を証明するとともに、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。

### 3 化学物質の危険性・有害性に基づく対策の促進、自律的管理への支援及び有害性調査の実施

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類・モデル SDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析、皮膚等障害防止のための保護具の性能評価・選択手法の調査、インターネットを通じた情報発信等により、事業場における化学物質管理の支援を行う。

また、小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。

労働安全衛生総合研究所有害性研究領域（仮称）において、短期の吸入・経皮毒性試験等を実施し、化学物質の有害性評価を行い、得られた成果は積極的に論文として公表し、国際的な化学物質の有害性評価に貢献する。

### 4 引き続き実施する事業

- (1) 研究の実施体制等について強化を図る。
- (2) 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、引き続き海外の研究機関と研究協力協定に基づく相互交流、協働研究を行う。また、国内のみならず、海外に対しても研究成果を発信する。
- (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施する。
- (4) 労働安全衛生総合研究所のホームページについて、「研究者向け」、「一般の方向け」など入り口を分け、記載内容のバリエーションを設けることにより、利用者のニーズを踏まえた研究成果の広報活動を推進する。

### V 労働災害の原因調査の実施

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 96 条の 2 の規定に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行う。

### VI 産業保健活動総合支援事業

中小企業に対して、効果的な支援体制の充実が求められていること、女性労働者数の増加に伴い職場における女性特有の健康課題への対応が必要とされていること及び個人事業者に対しても安全衛生対策が求められるようになってきたことから、産業保健事業を強化する。

## 1 産業医及び産業保健関係者への支援

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおいて、産業現場のニーズを踏まえた産業医研修を実施する。実施に当たっては、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を行い、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等を行う。

地域産業保健センターの相談窓口に登録されている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じるなど効果的に対応する。また、新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備する。

## 2 事業場における産業保健活動への支援

### (1) 産業保健総合支援センターにおける研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修について、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。

また、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図る。さらに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、月経関連疾患など女性特有の健康課題に係る知見向上を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施する。

### (2) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者や産業医等の産業保健関係者等から寄せられる労働者への健康教育やメンタルヘルス不調等の労働者への対応及び治療と仕事の両立支援に対応する上での様々な課題等に関する専門的相談への対応を的確に行う。また、化学物質管理について、産業保健総合支援センターで事業場からの相談に対応できる体制を整備する。

地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。

なお、限られた予算と人員の中で中小零細企業にも支援が行き渡るよう、大企業の支店、営業所等への支援は、地域の実情を踏まえて、必要性を勘案した上で対応の可否を判断する。また、地域産業保健センターを既に複数回利用した小規模事業場についても、同様の観点で行う。

### (3) 中小企業や個人事業者に対する支援体制の充実

産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者も加え、必要な研修や情報発信を行う。

#### (4) 産業保健に関する助成金の充実及び利用促進

商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体に産業保健活動を推進するための助成金等の紹介を行い、産業保健活動の拡大を促進する。

### 3 メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。事業場向け研修については、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践が効果的であることや、職場復帰支援等について事業場などの理解を深める。また、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルスに係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図る。

### 4 産業保健活動総合支援事業の利用促進

労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の開拓を引き続き積極的に取り組む。

## VII 未払賃金立替払事業

デジタルガバメントの実現に向けて、現在文書での提出を求めている未払賃金立替払の請求について、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、2025（令和7）年末までにオンライン化に向けて調整するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図る。

## VIII 納骨堂の運営事業

IT技術を活用することにより、来堂を疑似体験できるシステム構築が可能となっていることから、新たな仕組みを構築し、国民に広く納骨堂を周知し、労働災害防止に向けて意識付けを強化する。

## IX 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務

業務の適切かつ迅速な実施に引き続き努める。

## 第2 組織の運営

重要な労働政策課題に対応したより質の高い成果を生み出すため、引き続き優秀な人材の確保・育成を図りつつ、機構のスケールメリットを生かした効率的かつ効果的な組織運営を実施するとともに、ニーズの多様化等の変化に積極的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

### 第3 業務全般に関する見直し

#### I 業務運営の効率化

機構における「働き方改革」の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、引き続き職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図る。

機構の給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう取り組む。あわせて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

情報システムについて、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

#### II 内部統制の強化

内部統制システムの体制整備を図るとともに、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検証等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを適切に実施する。

また、機構の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」について、病院長会議など各施設の幹部が出席する会議を通して職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努める。

#### III 労災病院の経営改善

労災病院が、今後とも継続的に勤労者医療の中核的役割を果たしていけるよう、労災病院グループ全体として経営改善の取組を強化する。具体的には、以下の取組を行う。

##### 1 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

各労災病院について、支出の抑制及び収益の確保を図ることはもとより、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえ、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、診療体制や病床数など病院機能の見直し、合理化を図る。

##### 2 独立行政法人国立病院機構等との連携

医薬品の購入については、機構、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）及び国立高度専門医療研究センターにおいて共同購入を実施している。また、高額医療機器の購入についても、機構、国病機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び日本赤十字社において共同購入を実施しており、引き続きコス

トの削減を図る。

### 3 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、引き続きガバナンス機能の向上を図る。

## IV 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策については、各種規程を整備するとともに、役職員の高い意識を保持するため、適時・適切な研修を継続する等により、組織的対応能力の強化に努める。

また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、機構内に情報システムの管理体制（PMO）の設置等の体制整備を行い、情報システムの企画、予算要求、調達及び情報セキュリティ対策の強化に努める。